

<困難な状況における学生等が利用可能な主な制度等（4月30日時点）>

① 高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和2年度1回目は4～6月）に申込むことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

申込時期：在学採用（令和2年度1回目は4月～6月）、家計急変の採用（随時）

申込先：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合先：給付型奨学金について 各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

授業料等減免について 各大学等の窓口

※授業料等減免については、給付型奨学金の支援区分と共に通す。

② 日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用（4月～6月）に申込むことで支援が受けられます。第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なります。），第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%，[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者の場合）から貸与金額を選択できます。新制度よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。なお、入学時に希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

申込時期：在学採用（4月～6月）、家計急変の採用（随時）

申込先：各大学等の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合先：各大学等の窓口（日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301）

③各大学等の授業料納付猶予・延納や各大学独自の授業料等減免等【制度等により異なる】

概要：経済的に困難な方については、多くの大学等で、授業料の納付猶予や延納等を行っています。また、各大学等が独自に授業料等減免や奨学金の制度を持っている場合もあります。

問合先：各大学等の窓口

④自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（こうした支援については、日本学生支援機構のWebページでも一部紹介しています。）

問合先：各大学等の窓口や自治体の窓口

<修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等>

⑤生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問合先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

⑥生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

⑦母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

<その他>

⑧特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とすることとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問合先：特別定額給付金コールセンター

0120-260020 (フリーダイヤル応答時間帯：5/2 以降平日，休日問わず 9:00～18:30)

03-5638-5855 (応答時間帯：5/1まで，平日 9:00～18:30)

⑨日本政策金融公庫の教育ローン 【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.71%(固定金利)です。

申込時期：隨時

問合先：日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

⑩雇用調整助成金の特例措置 【雇用主】

概要：新型コロナウィルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

※現時点での主なものを掲載しており、関係省庁の施策を含め、今後隨時更新していきます。

【別紙】

- ・新型コロナウィルス感染症の影響を受けた学生等への支援
- ・家計が急変した学生等への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援①

新型コロナウイルス感染症による影響により、学生等が進学・修学をあきらめることがないよう、しっかりとサポート！

※大学生や専門学校生など

高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金

学びたい気持ちを応援します！

申込み受付中！

【制度概要】

- ・ 大学生等の修学支援については、次の両制度により進学・修学を後押し。
- ・ 両制度ともに、現在、在学者を対象とした募集を実施中（4月～6月末：新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、5月末までの締切を延期）。

高等教育の修学支援新制度

真に支援が必要な低所得世帯（年収380万円未満（4人家族モデルケース））を対象として、**授業料等減免と給付型奨学金**により支援（令和2年4月開始）

詳しくは 文部科学省 特設HP「学びたい気持ちを応援します」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

貸与型奨学金

より幅広い世帯を対象として**貸与型奨学金**により支援

- ・ 無利子奨学金：年収800万円未満
- ・ 有利子奨学金：年収1100万円未満（いずれも4人家族モデルケース）

詳しくは 日本学生支援機構HP「奨学金の制度(貸与型)」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>

【家計急変世帯への対応】

- ・ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯の学生等について、随時受付。家計急変後の所得により判定し、支援。

高等教育の修学支援新制度

今般の新型コロナウイルス感染症による家計急変にも対応できるよう運用拡充。

更に、当分の間、申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充。

（申請日の属する月から支給可能が可能なのは6月末までです。）

詳しくは 文部科学省HP「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

貸与型奨学金

無利子奨学金・有利子奨学金ともに、従来から、家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生等を対象として支援を実施。（随時、申請を受付）

詳しくは 日本学生支援機構HP「緊急採用・応急採用」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

【問合せ窓口】

奨学金について相談したいとき・・・日本学生支援機構 奨学金相談センター 奨学金の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

電話 0570-666-301 (月～金、9時～20時)

※ 土日祝日、年末年始を除く

授業料等減免や各大学等における申込の詳細について相談したいとき・・・各大学等の相談窓口に相談

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援②

各大学独自の修学支援とその他の関連する支援制度

困ったらまずは相談！

＜授業料納付時期の猶予等や各大学等の独自の授業料等減免等による支援＞

詳しくは

各大学等の窓口に問合せください

授業料納付時期の猶予等

文部科学省としては、入学料等初年度納付金や授業料等の納付が経済的に困難な学生等に対しては、[納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図る等、きめ細かな配慮について、各大学等に対して要請。](#)（3月24日／4月17日通知）

各大学等独自の授業料等減免等に対する支援

高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金に加え、緊急経済対策において、[各大学が独自に行う授業料免除](#)のうち、[家計急変を事由とするもの](#)について支援を行うこととして必要な経費を計上。

（参考）令和2年度補正予算案 国立大学：4億円、私立大学：3億円）

この他、[自治体や民間による独自の奨学金等を活用できることもあります](#)

＜その他支援策など＞（文部科学省以外の制度）

特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付。

特別定額給付金センター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）
03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

詳しくは

生活福祉基金貸付制度における緊急小口資金等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への20万円以内の資金の一時的な貸付等を行う。

詳しくは お住まいの市町村の社会福祉協議会又は全国の労働金庫（ろうきん）

雇用調整助成金の特例措置 ※雇用主向け

厚生労働省の雇用調整助成金において、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特例措置を実施。

詳しくは 厚生労働省Webページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou_kyufukin/pageL07.html

1 高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます!

2 貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】
目安年収* ~約800万円

【有利子奨学金】
目安年収* ~約1,100万円

*上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生：
自宅通学の場合

1・2共通

申請期間

2020年4月～
(学校ごとに異なります)

申請方法

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

○ 世帯(父母等)の収入が大きく減った人 ▶▶▶ 「家計の急変」として申し込みできます！

- 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
- 2019年度に申込みして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。

○ その他、例えば下記に該当する人 ▶▶▶ 奨学金の在学採用に申し込みできます！ (世帯収入等の基準を満たす人が支援の対象です)

- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイトなどの収入が減ったため、新たに支援を受けたい人
- ✓ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
- ✓ 2019年度に申込めなかった人

○ 既に貸与奨学金を利用中の人 ▶▶▶

更に支援が必要であれば、利用額を増額することができます！(貸与上限額あり)

くわしい情報はこちら

新制度の概要

文部科学省
特設HP



貸与型奨学金の 制度概要

日本学生支援機構HP



進学資金 シミュレーター

日本学生支援機構HP



「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自分が対象となるなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301(月～金, 9:00～20:00)

*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金）

趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3ヵ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、 申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% – (調整控除の額 + 税額調整額) <small>※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。</small>	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 (数か月分の所得から年間所得（見込）を推計)
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3ヵ月毎（急変事由発生から15ヵ月経過後は1年毎）に、 急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し (一定期間経過後は先の扱いに戻す)

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども 1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども 1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

貸与月額

※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大學				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円				50,000円	
			40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円
			30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
			20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率（令和2年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式 : 0.002%
- ・ 利率固定方式 : 0.070%

※ 家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。